

# 武蔵野市教育委員会教育目標

## 1 武蔵野市民のための教育を進めるにあたって

武蔵野市の教育は、人間尊重の精神に基づき、普遍的で個性豊かな文化の創造と豊かな地域社会の実現を目指し、人間性豊かに生きる市民の育成、社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成及び我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人の育成を願って進めます。

武蔵野市においては、経済・社会のグローバル化、情報通信技術の発達、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、意欲をもって取り組む人間を育成する教育を重視します。

武蔵野市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に市民のための教育行政の推進に努めます。

## 2 武蔵野市教育委員会の教育目標

武蔵野市教育委員会は、子どもたちが、基礎的・基本的な内容を身に付け、豊かな知性や感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、また、それぞれの市民が、文化的教養を高め、スポーツに親しみ、健康で豊かな人間形成を図ることができるよう願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育及び支援を重視します。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指します。

## 平成 29 年度 武蔵野市教育委員会の基本方針

武蔵野市教育委員会は、教育目標を達成するために、以下の基本方針及び指導や事業の重点に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、総合的に教育施策の充実を図ります。

### 【基本方針 1】 豊かな心や感性を育む教育の推進

人権教育を充実するとともに、子どもたちの豊かな心を育む社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。また、文化的・芸術的なものに直接触れる教育活動を通して、豊かな感性や情操を育みます。

#### ○人権教育の推進

一人一人が互いに尊重し合い、自他を敬愛する態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすよう努めます。また、いじめなどの人権侵害や様々な人権上の課題の解決を目指し、学校・家庭・地域・関係諸機関が緊密に連携し、子どもたちの望ましい人間関係を育成するとともに、充実した学校生活を送ることができるよう努めます。さらに、教員一人一人の人権感覚を高め、教員と子どもたちとの確かな信頼関係を確立します。

#### ○道徳教育の充実

子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止めることができるようにするとともに、いのちを大切にする心や思いやりの心、正義感や倫理観等の豊かな人間性の育成を目指し、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。その際、道徳の授業公開や地域懇談会などを通して家庭や地域との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動等の豊かな体験を通して子どもたちの内面に根ざした道徳性の育成に努めます。とりわけ、道徳の時間の指導については、道徳教育推進教師を中心に組織的に、「特別の教科道徳」の趣旨を踏まえた取組を推進し、道徳の授業改善（適切な教材の選択、学習指導のあり方、望ましい評価のあり方等）を図ります。また、道徳の授業時数を確保するとともに、各教科及び様々な体験活動等を系統的に結びつけた道徳教育を一層推進します。

#### ○文化・芸術活動の充実

演劇、合唱、合奏等の優れた舞台芸術の鑑賞等を通して、子どもたちの豊かな感性や情操を育みます。また、各学校での文化的行事をはじめ、美術展や書き初め展、ジョイントコンサート（合奏・合唱）等、子どもたちが積極的に文化・芸術活動に取り組む場を設定し、創造力や表現力を高める活動を推進します。

#### ○長期宿泊体験活動・自然体験活動の充実

子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、主体的に問題を解決する意欲や態度を培うため、長期宿泊体験活動や自然環境を生かした体験活動の充実を図ります。また、セカンドスクールなど長期宿泊体験の中では、生活自立に必要な知識・技能を身に付けさせるとともに、子どもたち同士の協働や現地の方々との交流を通じて自主性・協調性を育みます。さらに、子どもたちの学びの質を高めるための活動になるよう一層の改善を図ります。

## 【基本方針 2】 確かな学力の向上と個性の伸長

基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせ、子どもたち一人一人の学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等の資質・能力を育成するとともに、個性の伸長を図る教育を一層推進します。また、知的活動及びコミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語の能力を高める活動とともに、科学的な資質・能力を養うため、理数教育に一層取り組みます。さらに、都や市の研究指定校等における研究成果の共有化を図るようにするなど、教育推進室の教育情報の収集・発信機能の拡充を図り、市内への普及・啓発をより一層推進します。

### ○基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成

基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得を図るとともに、探究的な活動や協同的な活動を位置付けた学習を充実させ、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成に努めます。また、子どもたち一人一人への理解を深め、取組状況等を認め励ますことにより、子どもたちの学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を育みます。

そのため、国や都の学力調査の結果を指導に生かすとともに、基礎的な学習の場面や発展的な学習の場面での学習指導員による支援を活用して、個に応じた指導（習熟度別・少人数指導等）の充実に努めます。また、子どもたちの学習のつまずきや悩みを的確に把握するとともに、学習相談や放課後及び土曜日等に実施する学習支援教室などの機会を充実し、家庭とも連携した学習習慣の確立に努めます。

特に、平成 29 年度は、小中連携教育研究協力校を指定し、小学校における一部教科担任制、小中学校教員の相互乗り入れ授業、小中学校の学級・教科担任及び学習指導員によるティーム・ティーチングについての研究を行います。

### ○言語活動の充実

知的活動及びコミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語の重要性を踏まえ、国語科の学習だけでなく、各教科を含む教育活動全体において、記録や要約、発表や討論などの言語活動を、各教科等のねらいを実現する手立てとして指導計画に位置付け、次期学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」に結び付く言語活動の推進を図ります。また、校内の言語環境の整備に努めるとともに、子どもたちの表現力を高める活動を奨励し、子どもたちの豊かな言語感覚の育成を図ります。

### ○理数教育の充実

小学校における理数教育の充実に向け、理科教育推進教員やCST（コア・サイエンスティチャー）、さらには市独自の理科指導員の協力を得て、観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの科学的な見方や考え方を育てます。また、発展的な学習場面に配置した市の学習指導員の協力を得て、数学的な見方や考え方のさらなる育成を図ります。さらに、生涯学習事業の土曜学校（サイエンスクラブ【理科】・ピタゴラスクラブ【算数】）やサイエンスフェスタにおいて、学校の教員が積極的に関わるとともに、中学校の科学部等が参加するなど、理科や算数数学に対する興味・関心を高める活動を推進します。

### ○読書活動の充実

子どもたちの知的好奇心や思考力、表現力を高め、感性・情緒を豊かなものにするため、各学校の朝読書や読書週間、読書の動機付け指導などの取組を推進し、読書習慣の確立や読書環境の整備に努めます。また、学校図書館サポーターによる支

援を生かして、子どもたちが読書に親しむ機会を広げて読書の楽しさや喜びを味わったり、進んで調べ学習をしたりできるよう学校図書館づくりを進めます。さらに、市立図書館と学校の連携強化に一層努めます。

### ○特別支援教育の充実

子どもたち一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、そのもてる能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図り、地域の一員として生きる力を培うため、インクルーシブ教育システムの構築も見据えるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行も踏まえ、必要かつ合理的な配慮に基づく適切な指導及び必要な支援の充実を一貫して図ります。そのため、小・中学校と幼稚園、保育園等の関係機関との連携促進に努めるとともに、子どもたち、保護者、教職員等の理解促進を進めます。また、特別支援教育の推進体制の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を再開します。

特に、平成 29 年度は小中連携教育研究指定校を指定し、小中学校特別支援学級における交流学习等の合同実践研究を行います。

### ○特別支援教育における多様な学びの場の整備

特別支援学級（知的障害）の在籍児童数の増加等に対応するとともに、地域の中で児童の成長を支えるため、平成 29 年 4 月、第三小学校に特別支援学級（知的障害）を開設します。

また、市立全小学校に特別支援教室を開設して、発達障害等のある児童を対象とした指導を行います。拠点校（従来の情緒障害等通級指導学級設置校）の教員が児童の在籍校を巡回して、在籍校との連携を強化しながら指導・支援の充実を図ります。

## 【基本方針 3】 健全育成の推進と体育・健康に関する指導の充実

子どもたちが日常生活の中で豊かな情操や感性を培い、基本的な生活習慣を身に付け、健康で規則正しい生活を送ることができるよう、健全育成の推進を図るとともに、体育・健康に関する指導の充実に努めます。

### ○生活指導の充実

子どもたちの人格のよりよい発達と楽しい学校づくりに向け、未然防止型の生活指導を一層推進します。そのため、校内の指導体制や教育相談体制の充実を図るとともに、基本的な生活習慣の形成を図ります。また、いじめ問題については、平成 28 年度に新たな子どもの願いを加えた、市の「いじめ防止基本方針」を踏まえて、ソーシャルメディア等への対応とともに、家庭、地域、関係機関とも迅速な行動連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応をいじめ対策委員会を中心に組織的に行います。さらに、子どもたちの自主性や自治能力を高めるとともに望ましい集団づくりを行うため、中学校の「武蔵野ガイダンスプログラム」に続き、小学校の「武蔵野スタートカリキュラム」を活用した教育活動を推進します。

### ○体力向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るために、体力向上、健康づくりの取組を充実させるとともに、平成 29 年度も継続して、市立全小・中学校をオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定し、各学校の取組を一層支援します。特に、体育専門の学習指導員の配置校を増やし、学校プール水泳指導補助員や外部指導員の協力を得て、体力・運動能力の向上に努めます。また、外遊びや

一校一取組など各校の特色を生かした取組の奨励など、日常的な運動習慣の形成に努めます。さらに、市内中学校体育大会の充実、市民体育大会や市内駅伝競走大会などの生涯学習事業との連携を図ります。

### ○教育相談機能の充実

学校・家庭・地域・関係諸機関が連携し、組織的な教育相談体制の充実を図ります。発達に関する問題や不登校、いじめ、虐待など、子どもたちを取り巻く多様な課題に対応するため、教育支援センターと緊密に連携し、派遣相談員による支援の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーによる支援の効果的な運用を図り、支援の拡充に努めます。都のスクールカウンセラーや関係機関との連携を図るとともに、海外から帰国した子どもたちや、外国籍の子どもたちへの教育相談などを推進します。

### ○食育の推進

子どもたちが、食について正しい理解を深め、食を選択する力を習得し、望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯を通じ健康な生活を送ることができるよう食育を推進します。また、地域の特色を生かした食育に取り組むとともに、一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、学校給食を通じた食育を充実させます。さらに、各学校では、食育リーダーを中心とした校内の食育推進組織を整備し、食育を教育課程に適切に位置付け、計画的・組織的な指導を一層進めます。

## 【基本方針4】 社会の変化に対応し、教育課題の解決に向けた取組の推進

社会を取り巻く情勢が急速に変化する中で、本市においても市民一人一人は、解決すべき様々な課題に直面しています。学校教育や社会教育の場を通して、以下のような諸課題の解決に向けた資質や能力を伸長する教育を推進します。

### ○ICT機器を活用した教育の推進

子どもたちの学習意欲の向上や、「分かる授業」、「興味・関心を引き出す授業」、「思考力や表現力等を高める授業」を目指して、電子黒板やタブレットPC、校内無線LAN等の基盤整備により、積極的な活用を図ります。また、各教科等における指導をはじめ、ICT教育推進委員会作成のリーフレットの活用や、SNS東京ルールを踏まえた学校や家庭でのルールづくり等を通して、子どもの発達段階に応じた情報モラル教育を一層推進します。さらに、学校情報システムの更改を円滑に進めるとともに、ICT機器活用のための人的支援のあり方を改めたり、ICT機器活用に関する研修を、授業での活用場面を中心に行ったりすることにより、教員の指導技術や活用能力の更なる向上に努めます。

### ○国際理解教育・英語教育の推進

我が国の歴史や文化、伝統を大切にし、郷土を愛する心を培うとともに、諸外国の人々の生活や文化、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割、障害者スポーツ等への理解を深め、進んで国際社会に貢献できる資質・能力の伸長を図ります。また、ALT（外国語指導助手）の学級担任（または教科担任）への協力のあり方を工夫したり、役割を明確にしたりすることにより、英語の学習や外国語活動の授業改善を一層進めるとともに、小学校3年生での外国語活動のあり方について研究を進めます。

### ○安全教育・安全管理の充実

子どもたち自身が、危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付け

るために、防犯教育（セーフティ教室等）、交通安全教育（交通安全教室等）、防災教育（地域と連携した防災訓練等）の充実を図ります。また、「むさしの学校緊急メール」を活用し、緊急時の連絡体制を強化します。さらに、防犯カメラの設置により通学路の安全を強化するとともに、保護者・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の充実を図ります。

### ○市民性を高める教育の推進

子どもたちが人と社会とのつながりを大切にしながら、地域社会の一員として、よりよい地域づくりに積極的に参加できる資質や態度を育成するために、各教科・領域での学習や「武蔵野市のいま・むかし」を活用した学習、武蔵野ふるさと歴史館と連携した学習などに取り組みます。また、地域行事やボランティア活動等にも進んで参加することにより、地域や社会への理解を深め、地域社会と積極的に関わる子どもたちを育てます。

特に、平成29年度は、特設教科・武蔵野市民科（仮称）のカリキュラム作成委員会を設置して、具体的なカリキュラム（案）を作成するとともに、小中連携教育研究協力校を指定し、本カリキュラムを活用した実践研究を行います。

### ○環境教育の推進

子どもたちが、身近な生活や地球的規模の環境問題に対して関心をもち、自然保護や環境保全に対する理解を深めるような取組を進めていきます。また、地域の大学や企業、NPOやボランティア団体と連携した環境学習を一層充実し、環境保全に向けて子どもたちが主体的に行動する態度を育成します。

### ○キャリア教育の推進

子どもたち一人一人が社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することができるようキャリア教育を推進します。学ぶことの意義と楽しさに気付き、将来の夢や希望を育む指導や、人や社会とかわりを深める体験活動など、小・中学校9年間を通して、課題対応力や人間関係形成力など基礎的・汎用的な能力や態度を計画的に育成します。

### ○子どもの就学への適切な支援

経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、経済的な支援を行うことで教育を受ける機会の拡充を行います。

就学援助の一部である新入学児童生徒学用品費（入学準備金）については、入学の準備に費用がかかる入学前に支給するよう運用を変更します。

高校生がいる世帯への国や都の経済的な支援の拡充を踏まえ、奨学金制度を再編し、保護者の経済的負担を軽減することを目的とした高等学校等修学支援事業を創設します。高等学校等入学準備金は、進路決定後入学前に支給します。また、高等学校等修学給付金は、都の奨学給付金制度で対象外の低所得世帯に支給します。

### ○指定校変更の見直し及び学区の変更

学校・家庭・地域が一体となって子どもを見守り育てるという考えの下、学校規模の適正化を図るため、指定校変更の見直し及び学区の変更について検討を行います。

## 【基本方針5】 学校経営の改善・充実

学校の多忙化解消に向けた取組を推進するとともに、学校経営計画に基づく教職員の協働体制を確立し、保護者・市民から信頼される質の高い教育を推進することができるよう支援します。また、学校が教育情報を家庭や地域に積極的に発信するとともに、双方向の意見交流を深め、家庭や地域の教育力を活用した開かれた学校経営を推進するための仕組みづくりに取り組みます。さらに、次期学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の声を反映し、子どもたちの姿や地域の現状等を一層踏まえた教育課程づくりを進めます。

### ○地域の教育力の活用

「開かれた学校づくり協議会」の学校運営への参画を推進するとともに、「開かれた学校づくり協議会代表者会」で、本市の学校教育について協議し、その協議内容を各学校へ還元します。

特に、平成29年度は、小中連携教育研究協力校を指定し、開かれた学校づくり協議会の小・中学校合同開催等の実践研究を行います。

また、地域コーディネーターと学校支援コーディネーターが連携し、各学校の教育活動に応じた支援体制を構築します。

### ○保護者や市民への適切な情報の発信

学校だよりやホームページ、学校公開の充実など、様々な場や機会を通じて学校から家庭・地域への適切な情報発信に努めます。また、むさしの教育フォーラム、きょういく武蔵野や教育推進室だよりなど、広報の充実により、本市の学校教育に対する積極的な情報発信を行い、保護者や市民の理解を深めます。

### ○学校の多忙化解消に向けた取組の推進

教職員の業務量の軽減を図り、子どもと向き合う時間等の確保を目指すために、市の派遣相談員及びスクールソーシャルワーカーによる相談体制や、教育推進室によるTA（ティーチングアシスタント）、SS（サポートスタッフ）、地域人材の紹介・調整機能の拡充に努めます。また、教職員一人一人の健康増進を図るために、管理職及び教職員が出退勤時刻を把握できる出退勤システムを試行的に実施します。さらに、平成28年4月から実施している「先生いきいきプロジェクト」に基づき、定時退勤日や長期休業中の学校閉庁日の設定などを一層進めます。

### ○学校組織の活性化と教員の指導力の向上

校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や日常的な職務を通じた人材育成の充実を図ります。また、学校運営の担い手である教員の資質の向上や、新たな課題への対応力を高めるため、教育推進室の調査・研究機能に配置した専門嘱託員により、研修・研究活動への一層の充実と支援に努めます。特に若手教員や臨時的任用教員の実践的指導力の向上を図るため、教育推進室を拠点とした教育アドバイザー等による支援を充実するとともに、意欲や専門性の高い学校リーダー教員を育成することにより、学校におけるOJTを積極的に推進します。

### ○学校評価を生かした学校経営の充実

学校運営の組織的・継続的な改善により、家庭や地域と連携・協力した質の高い学校教育を実現するため、学校評価を生かした学校経営を行うとともに、「社会に開かれた教育課程」づくりにつながる学校評価（学校の自己評価及び学校関係者評価など）のあり方について研究を進めます。また、学校評価の結果を踏まえ、校長が学校経営でリーダーシップを発揮し、適切にマネジメントを行うことができるよ

う、必要な支援を行います。

### ○異校（園）種間の連携の推進

小中連携教育研究協力校での実践を通して、小中学校の連携を一層強化するとともに、「武蔵野スタートカリキュラム」を活用した教育活動を進め、幼稚園、保育園、認定子ども園と小学校との連携を一層推進します。また、小中一貫教育など、本市における未来の学校教育のあり方についての検討を進めます。

### ○学校施設の整備

子どもたちの増加に対応し、安全で不安のない学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備、充実に努めるとともに、武蔵野市における未来の学校のあり方を踏まえて計画的に施設整備を進めるための学校施設整備基本計画を策定していきます。

子どもたちの食育をさらに推進するため、小学校には給食の自校調理施設の設置を進めます。また、中学校については、食育推進センター的機能を併設した共同調理場の再整備を検討します。

## 【基本方針6】 生涯学習・スポーツ事業の充実

学習する者の自発性を尊重するという基本に立って、年齢や障害の有無等にかかわらず市民一人一人の生涯学習・スポーツへの意欲を促し、多様なニーズに応えるよう、各種計画に基づき、生涯学習・スポーツ事業の充実を体系的に進めます。

### ○多様に学ぶ機会の拡充

市民の多様な学習ニーズに応えるため、市民会館、武蔵野プレイス、武蔵野ふるさと歴史館等を有効に活用し、各種講座内容の充実、学習機会の拡大を図ります。

子どもたちが、考える楽しさ、創る喜びを体験する場として、小中学生や家族を対象とした学習機会を充実します。

学齢前の子どもをもつ保護者を対象とした各種講座においては託児に配慮し、子育て中の市民を支援します。

地域では、様々な生涯学習活動が行われています。多様な生涯学習の講座や活動に関する情報の共有化を進め、機会の拡充を図ります。

### ○地域資源を活用した学びの提供

小・中学校の教員・児童生徒、地域の大学・企業・団体等が参加する「土曜学校」、「むさしのサイエンスフェスタ」など学校教育と連携した生涯学習事業を充実し、子どもたちの学ぶ意欲の向上に努めます。

青年から高齢者まで幅広い層の学習意欲に応えるため、武蔵野地域五大学など研究機関、専門機関との連携を深め、武蔵野地域自由大学をはじめとした、質の高い学習機会を提供します。

また、学校施設を地域住民の生涯学習・生涯スポーツの場として積極的に開放し有効活用を図ります。

### ○市民の芸術・文化活動の支援

市民のだれもが芸術・文化を享受し、人間性豊かな市民文化を創造・発展させるように、芸術表現や鑑賞の機会の提供、創作活動の場の拡充に努めます。そのために、武蔵野市民芸術文化協会等の芸術文化団体の育成を図り、市民の芸術・文化活動を支援します。

### ○生涯スポーツ社会の実現

市民のスポーツ活動の現状を踏まえ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の充実や各年代ごとの興味・体力等に応じた多様な施策の展開を通して、きっかけづくりの充実を図るとともに、スポーツをすることが、健康づくりはもとより人としての成長や仲間づくりにつながるよう、継続のための取組を推進します。

### ○地域スポーツの支援

スポーツによる地域の活性化と体力向上を促進するため、学校施設を活用した気軽に楽しめるスポーツの紹介や、学校と連携した児童・生徒のスポーツ活動支援の充実を図ります。

また、市立体育施設の整備・改善を進め、利用者の利便性向上と更なる利用促進、有効活用を図ります。旧桜堤小学校跡地については、桜野小学校の児童数の増加に鑑み、校庭利用を前提とした整備を進めます。校庭開放等の利用についても検討します。

### ○スポーツ活動振興の方策

東京オリンピック・パラリンピック等国際大会の開催に向け、市民のスポーツへの興味や関心を高め、スポーツに親しむ機運を醸成するとともに、障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツ活動の機会を充実します。

また、学校教育との連携により、子どもたちにスポーツの持つ魅力を伝え、スポーツを通じた体力・運動能力の向上を目指します。

さらに、公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団、武蔵野市体育協会などの地域スポーツ団体と連携し、多様な市民要望に対応したスポーツプログラムの充実と、競技スポーツも含め、安心してスポーツを楽しむための環境づくりや施設整備を進めます。

## 【基本方針 7】 生涯学習の基盤となる施設の整備・充実

図書館をはじめとした生涯学習施設の整備・充実を図り、ともに学び、つなぎあうひと・まち・文化の拠点としての役割を担っていきます。

### ○地域の情報拠点としての図書館サービスの充実

武蔵野市立図書館は開設以来 70 年にわたり、市民の知的欲求に伝えてきました。今後も市民や利用者のニーズに対応するため、多様な情報資料を蓄積し蔵書の充実を図るとともに、他の図書館等関係機関との連携により幅広い情報を提供し、中央・吉祥寺・武蔵野プレイスの三館体制による図書館運営を一層推進していきます。また、学校図書館の支援機能を強化し、図書資料を活用した学習の支援を進めます。さらに武蔵野ふるさと歴史館と連携し、各種資料の保存、活用等について検討します。

### ○図書館の活用と課題解決の支援

利用者が本に興味を持てる情報の提供をはじめとし、本の楽しさを伝えられるよう、様々な取り組みを進め、図書館の活用を図ります。また、レファレンス・サービスを充実するとともに、オリンピック・パラリンピック関連情報等、多種多様な情報を収集、整理、発信していくことにより、市民の学びや課題解決の支援体制を構築します。さらに利用困難者等に配慮した資料の収集や環境整備に努めます。

### ○子どもたちの読書活動の充実

学校と連携するなかで続いてきた読書の動機づけ指導 50 周年を迎え、関係機関等と連携しながら、子どもたちが読書に親しむ機会を積極的に提供していきます。ま

た、子どもたちの読書活動に関わる人材の育成を図り、乳幼児期から児童、青少年期までの子どもたちの読書環境の整備・充実に努めます。

### ○図書館運営体制の整備

図書館基本計画の見直しを行い、多様化する図書館サービスを効果的、かつ効率的に市民に提供するとともに中央図書館を中核とした図書館のあり方を確立します。また、吉祥寺図書館の地域・施設特性に応じたリニューアルを推進し、指定管理者制度への移行を進めていきます。

### ○安心して利用できる図書館

計画的な施設の改修等により、安全性の高い設備を充実させ、火災や自然災害への対応を進めると同時に、館内での犯罪、迷惑行為等を防止し、利用者が快適で安心して利用できる環境を構築していきます。

### ○市民の学びと交流を促す市民会館、武蔵野プレイス

市民会館文化祭やプレイスフェスタ等の発表や交流の場を提供して多くの市民の関心を高めることにより、人々の交流を通じた生涯学習を促進していきます。

また、市民会館に併設された武蔵野市立男女共同参画推進センターと協力し、市民の学びの充実に努めます。

### ○文化財の保護・普及、歴史公文書の保存と公開

武蔵野市では、先人たちの築いてきた歴史や文化を大切にし、地域の自然と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産を保護し、その普及に努めてきました。今年度は、新たに発見された資料の評価や、既存資料の基礎的調査の更なる取組を通じて、文化財の新指定や資料公開等に取り組みます。

また、新たに整備した分館資料室等も含め、資料の適切な保存及び活用等に努めます。

引き続き、武蔵野ふるさと歴史館を拠点とし、文化財や歴史公文書等資料の保存、研究及び公開に取り組み、地域の歴史や文化を広く次世代に継承していきます。

### ○武蔵野ふるさと歴史館の充実

開館3年目を迎え、常設展、企画展、体験講座、講演会等の活動を行うとともに、市制施行70周年の企画展示として、開館以来取り組んできた「中島飛行機武蔵製作所関連資料調査」の成果を報告します。

歴史公文書の選別、整理、保存及び公開に係る取組について、公文書専門員を中心として更に推進します。

今年度は現在の管理運営基本方針の最終年度であることから、平成30年度以降の方針策定に向け準備し、館の設置目的を踏まえた総合的な活動の展開を図ります。